

○宮崎大学動物実験に関する木花キャンパス小委員会及び清武キャンパス小委員会細則

〔平成19年2月22日〕  
制 定

改正 平成22年9月22日 平成23年7月27日  
平成28年3月25日 令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学動物実験委員会規程(以下「本学規程」という。)第9条第3項に基づき、木花キャンパス小委員会及び清武キャンパス小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を審議又は調査し、宮崎大学動物実験委員会委員長(以下「委員長」という。)を経て、学長に報告又は助言するものとする。

- (1) 動物実験計画が宮崎大学動物実験規則に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 木花キャンパス小委員会は、本学規程第3条第1項第2号イ、第3号並びに第4号ア、ウ、エ及びオ委員で組織する。
  - (2) 清武キャンパス小委員会は、本学規程第3条第1項第2号ア、第3号並びに第4号イ及びカ委員で組織する。
- 2 その他委員長が必要と認めた者を委員として加えることができる。
  - 3 前項の委員は、委員長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(委員長)

第4条 各小委員会に小委員会委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

- 2 小委員会委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 3 小委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(議事)

第7条 小委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 小委員会委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第9条 小委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、小委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に選出される教育学部及び地域資源創成学部の委員、相談員又は兼任教員（以下「委員等」という。）の任期の末日は、当該委員等の任期の規定にかかわらず他学部選出の委員等の任期の末日と同じ日とする。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。